

美浜町週休 2 日工事実施要領

美浜町週休 2 日工事実施要領（令和 8 年要領第 1 号）の全部を改正する。

1. 目的

建設業界では、就業者の高齢化や休暇の取得が困難なことなどを理由にした若手就業者の高い離職率などから、将来にわたり社会資本を安定的に整備・維持管理していくために必要となる担い手の確保が課題となっている。

このため、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、週休 2 日工事に現場閉所を土日指定する「完全週休 2 日（土日）」の取組を新たに取り入れ、建設現場の就労環境の改善を図るとともに、若手入職者の確保・育成を促進する。

2. 対象工事

美浜町が発注する建設工事（単価契約、随意契約、営繕関係、週休 2 日工事に適しないと判断される工事を除く。）を対象とする。

3. 用語の定義

（1）週休 2 日

- ①「完全週休 2 日（土日）」とは、評価期間が 7 日以上工事において、評価期間の全ての週の土日を現場閉所に指定し、土日の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- ②「月単位の週休 2 日」とは、評価期間において、28 日（4 週）を 1 期間として全ての期間単位で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態、または評価期間が 28 日（4 週）未満の工事においては 28 日（4 週）に換算して 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったとみなすことができる状態をいう。
- ③「通期の週休 2 日」とは、評価期間において 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日（現場事務所等の設置または測量等の実際の工事のための準備工事に着手した日）から現場完成日（現場作業が完了した日（出来形管理の測量、後片付けは除く））までの期間をいう。

ただし以下の期間を除く。

- ・年末年始 6 日間および夏季休暇 3 日間
- ・工場製作のみを実施している期間および工事全体を一時中止している期間
- ・発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
- ・受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

（3）評価期間

- ・対象期間が 28 日（4 週）以上の場合、28 日（4 週）を 1 期間とし、工事着手日から現場完成日が属する期間の 1 期間前の末日までを評価期間とする。ただし現場完成日の属する期間が 28 日（4 週）を満足する場合は、対象期間を

評価期間とする。

- ・対象期間が7日（1週）以上28日（4週）未満の場合、7日（1週）を1期間とし、工事着手日から現場完成日が属する期間の1期間前の末日までを評価期間とする。ただし、現場完成日の属する期間が7日（1週）を満足する場合は、対象期間を評価期間とする。
- ・対象期間が7日（1週）未満の場合、対象期間を評価期間とする。
- ・「完全週休2日（土日）」においては、対象期間を評価期間とする。

（4）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業（書類整理等の事務作業も含む）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4. 発注方式

「完全週休2日（土日）」（漁港事業は「月単位の週休2日」）に取り組むことを指定する発注者指定型とする。

5. 実施の流れ

（1）工事発注時

- ・発注者は、特記仕様書及び条件明示書により本要領の発注者指定型週休2日工事であることを明示する。
- ・漁港事業は「月単位の週休2日」を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた予定価格を作成する。漁港事業以外の事業は補正係数による補正を行わない。

（2）工事契約後

- ・受注者は、「完全週休2日（土日）」（漁港事業は「月単位の週休2日」）の確保を考慮した計画工程表を監督員に提出するものとする。なお、現場条件等により「完全週休2日（土日）」（漁港事業は「月単位の週休2日」）の取組を行うことが困難な場合においても、「月単位の週休2日」（漁港事業は「通期の週休2日」）は必須とする。
- ・発注者は、初回打合せ時に「完全週休2日（土日）」（漁港事業は「月単位の週休2日」）に取り組む工事であることや、漁港事業においては達成できない場合の減額金額を工事打合せ簿で受注者に通知する。

（3）工事着手後から竣工まで

- ・受注者は、現場閉所（休日）の確保状況を別紙2、実施工程表、工事日誌等により監督員に適宜（毎月）報告するものとする。
- ・発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、達成状況に応じて適切に変更契約する。
- ・完全週休2日（土日）の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定する。土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。なお、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。ただし、災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災

害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

- ・やむを得ず現場閉所による週休２日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休２日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休２日に取り組めるよう休日確保に努めるものとする。

6. 必要な費用の計上

別紙１による。

7. 週休２日の確認および評価方法

- (１) 現場閉所（休日）の確保状況は、別紙２、実施工程表、工事日誌等の書類により確認する。
- (２) 「完全週休２日（土日）」は、評価期間内の土日または、事前に協議した土日に代わる現場閉所日の現場閉所により評価を行う。また、夜間工事は曜日を跨ぐため週７回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休２日（土日）を達成しているとみなす。
- (３) 「月単位の週休２日」は、評価期間が２８日（４週）以上の工事においては評価期間の１期間毎における現場閉所日数により４週８休の評価を行う。また、評価期間が２８日（４週）未満の工事においては２８日（４週）に換算した場合の現場閉所日数により４週８休の評価を行う。
- (４) 「通期の週休２日」は、評価期間における現場閉所日数を平均して４週８休の確認を行う。
- (５) なお、降雨、除雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

8. その他

- (１) 受注者は週休２日工事の対象工事であることを工事現場内の公衆の見やすいところに掲示するものとする。

(掲示の例)

「週休２日工事に取り組んでいます」 この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休２日に取り組んでいます。 現場閉所予定 ○月○日、○日、○日・・・ 原則○曜日、○曜日 など 発注者 美浜町 受注者 ○○建設株式会社
--

- (２) 受注者は発注機関の行うアンケートに協力するものとする。

附 則

この要領は、令和８年７月１５日以降に当初設計書を作成する工事から適用する。